茶のしずく被害埼玉から２２人が提訴しました

当事務所の竹内和正弁護士が事務局長を務める
【茶のしずく石けん被害対策埼玉弁護団】が
製造元会社の悠香など３社に対して損害賠償を求める訴訟を起こしました。

詳細はこちら↓
http://www.tokyo-np.co.jp/article/saitama/20120421/CK2012042102000109.html
4月21日の埼玉新聞、朝日新聞、東京新聞、毎日新聞、産経新聞、しんぶん赤旗に掲載されました。

今後は被害のさらなる申出に応じて、第２次提訴も検討しております（提訴時期未定）。

埼玉県内で被害に遭われた方のご相談・お問い合わせは
当事務所（**048-862-0800**）までご連絡下さい。

［終了］生活相談【対応】講座第**5**回日程変更いたしました

終了いたしました。ありがとうございました。

生活相談【対応】講座第5回が平成24年5月25日(金)に予定されていましたが
下記日程と変更となりましたのでお知らせいたします。

日時: 平成**24**年**6**月**15**日**(**金**)**
午後6時~8時

□□□場所：当事務所・3F会議室

□□□講師：弁護士□野本□夏生

□□テーマ：労災

□□参加費：無料

多数のご参加をお待ちしております。

［終了］【4/21　シンポジウム】震災「支援」の今とこれから～支援から協働へ～

終了いたしました。ありがとうございました。

4月21日(土)
浦和コミュニティセンター
震災「支援」の今とこれから
……支援から協働へ

画像をクリックするとPDFで表示されます

大地震・原発事故が発生してから2度目の春がきました。
いまも、埼玉県内に4700人を超える方々が避難所、公営住宅や民間のアパートなどで暮らしていらっしゃいます。（復興庁　3/8現在）

家族と離ればなれに暮らさなければいけない方も多く、慣れない都会での暮らしで、なかなか外に出られなかったり、必要な情報が届かなかったり、精神的にも経済的にもきびしい状態が続いています。

また、時間の経過とともに、仕事、子ども、住居など、避難されて来ている方々の抱えている課題も、それぞれ違ってきており、「避難者」とひとくくりにはできない状況が生まれて来ています。

一方、被災者・避難者の方々自身が動き出し、埼玉の住民と一緒に、訪問したり、交流会を開くなど地域での活動が、県内各地で生まれています。

支援から、地域での協働へ。
長期化・多様化する避難生活で、あらためて、「支援」の中身が問われています。

もう一度、避難してこられた方々の声をじっくりうかがって、ゆっくり考える時間を持ちたいと思います。

「いまどうなっているだろう」「何かできないだろうか」「気にはなっていたのだけれど」
……という方、ぜひご参加ください。どなたでも参加できます。
お待ちしています。

◆日時

平成24年4月21日（土）
18:15開場□18:30~21:00

◆会場

浦和コミュニティセンター９Ｆ□第15集会室
〒330-0055□さいたま市浦和区東高砂町１１番１号

大きな地図で見る

◆内容

Ｉ部 報告

埼玉県内に避難中の被災者向けに実施したアンケートから

II部 ゲストトーク

被災者の孤立を防ぐ～地域支援ネットワークづくりの現場から～

お話：大塚耕太郎さん

岩手医科大学医学部災害・地域精神医学講座特命教授、

岩手県こころのケアセンター副センター長

Ⅲ部 リレートーク

支援から協働へ ～長期化する避難生活にどう向きあうか?

埼玉県内で避難生活を送っている方、県内で被災者支援活動を行なっている団体

◆主催 震災支援ネットワーク埼玉

◆後援（社）埼玉労福協、埼玉青年司法書士協議会

震災支援ネットワークのホームページはこちら

［終了］生活相談【対応】講座第４回－借金問題関係の法律相談－

終了いたしました。ありがとうございました。

第4回生活対応講座－借金問題関係－(PDF)

【終了】武富士責任追及訴訟　現在の状況について

終了いたしました。ありがとうございました。

武富士責任追及訴訟　現在の状況について

平成２４年3月２日時点

＜さいたま＞

平成２３年１０月２１日（金）　第１回口頭弁論期日

・原告の訴状が陳述され，被告らの答弁書が擬制陳述されました。

・第一次訴訟（原告２２２人、請求額合計約４．７億円）と

　第二次訴訟（原告１６人、請求額合計約０．６億円）とが併合され、一緒に審理されることとなりました。

・被告らから，東京地方裁判所への移送の申立がなされました。

平成２４年1月１３日（金）　第２回口頭弁論期日

・被告らの第１準備書面が陳述されました。

・原告ご本人の意見陳述と原告訴訟代理人の意見陳述が行われました。

　意見陳述では，武富士の貸付けの実態についての体験が語られました。

　次回（第３回口頭弁論）期日は、平成２４年３月２日（金）午後１時３０分から，

　さいたま地方裁判所１０１号法廷で開かれます。

Ｈ24．2．23

裁判所の移送却下決定に対して被告らから即時抗告がされたため、

３月２日（金）に予定されていた第３回口頭弁論期日が取消となりました。

新しく期日が決まりましたら改めてお知らせします。

□□□

[□□]□□□

埼玉総合法律事務所

年間スケジュール

第３回
○　１月２７日（金）　１８：００～２０：００
「相続関係」　担当：高木太郎　弁護士

第４回
○　３月３０日（金）　１８：００～２０：００
「借金問題関係」　担当：月岡　朗　弁護士

第５回
○　５月２５日（金）　１８：００～２０：００
「労災関係」　担当：野本夏生　弁護士

第６回
○　７月２７日（金）　１８：００～２０：００
「交通事故関係」　担当：佐渡島啓　弁護士

第２回「原発関係」の学習会に、多数ご参加頂きありがとうございました。
参加された皆様から、多数のご質問を頂き、非常に活発な議論ができたことを当事務所としましても非常に嬉しく思っています。
原発問題は、これからが本番です。当事務所としましても、被害回復にむけ全力で取り組んでいく所存です。

上記のとおり、今後も継続的に講座を開催していきます。
多数のご参加をお待ちしております。

お問い合わせ先）埼玉総合法律事務所（TEL：０４８-８６２-０３５５）
担当：竹内（弁護士）、中村・深井（事務局）

第3回生活対応講座－相続関係－（PDF）

[□□]□□□

□□□□□０１２０－２７９－３３８

☆生活相談・・・・・・・・・・・・・生活困窮など暮らしに関する相談

☆法律相談・・・・・・・・・・・・・法律に関する相談

☆こころの相談・・・・・・・・・・不眠や不安などこころに関する相談

☆震災に関する相談・・・・・・災害の補償や賠償・避難生活の困りごと

法律問題、仕事や職場の問題、収入がない、借金がある、近隣や家族とのトラブル、行政手続き、心や体のこと、震災による不安や困りごと、消えてしまいたい気持ち、誰に話していいかわからない悩みなど、何でもご相談ください。

わたしたちは地域や社会で支え合い、社会的に弱い立場にある人たちと共に生きる社会を目指しています。

主催：「寄り添いホットライン埼玉」設立準備会代表：猪股正（弁護士）協力：反貧困ネットワーク埼玉、震災支援ネットワーク埼玉（SSN）、一般社団法人社会的包摂サポートセンター

＜問い合わせ＞「寄り添いホットライン埼玉」設立準備会
電話070-6653-4104

2011電話相談会(PDF)

［終了］生活相談【対応】講座□第２回－原発被害の法律相談－

終了いたしました。ありがとうございました。

□□□